十二　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使用関係を証する書類

十三　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類

2　第二条、第三条、第五条から第七条まで、第七条の三及び前条の規定は、第二種大麻草採取栽培者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条（見出しを含む。）	法第五条第二項第五号	法第十三条第二項において準用する法第五条第二項第五号
第三条（見出しを含む。）	第一種大麻草採取栽培者名簿	第二種大麻草採取栽培者名簿
	法第六条第一項	法第十三条第二項において準用する法第六条第一項
第三条第六号	免許	第二種大麻草採取栽培者の免許（第九条第二項において準用する第八条第五項を除き、以下単に「免許」という。）
第三条第八号	法第十二条の六第二項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の六第二項
第五条	法第十条第一項第五号	法第十七条第一項において準用する法第十条第一項第五号
	次に掲げる事項	次の各号（第一号を除く。）に掲げる事項
第五条第二号	法第十二条の四第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項
第六条	法第十二条第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条第一項
第七条	法第十二条の二第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の二第一項
第七条の三第一項	法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める行為	法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める行為
第七条の三第二項	法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号（第五号を除く。）に掲げる事項

（新設）